◇令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（法律第一五号）（国土交通省）

1　趣旨

この法律は、令和九年に開催される国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特別等の特別の措置を講ずることとした。（第一条関係）

2　国際園芸博覧会協会

(一)　指定等

主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務（以下「博覧会業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を、国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）として指定することができることとした。（第二条第一項及び第四条関係）

(1)　博覧会の準備及び運営を行うこと。

(2)　(1)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(二)　事業計画等

博覧会協会は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、博覧会業務に係る事業計画書等を当該事業年度の開始前に、博覧会業務に係る事業報告書等を当該事業年度経過後三月以内に、主務大臣に提出しなければならないこととした。（第五条関係）

(三)　役員の選任及び解任

博覧会協会は、役員を選任し、又は解任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならないこととした。（第六条関係）

(四)　報告及び検査

主務大臣は、博覧会協会に対し、博覧会業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、博覧会協会の事務所、博覧会の会場その他の必要な場所に立ち入り、博覧会業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができることとした。（第八条第一項関係）

(五)　監督命令

主務大臣は、博覧会協会に対し、博覧会業務に関し監督上必要な命令をすることができることとした。（第九条関係）

3　博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置

(一)　国の補助

国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができることとした。（第一一条関係）

(二)　国有財産の無償使用

国は、政令で定めるところにより、博覧会協会が博覧会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産法第二条に規定する国有財産を、博覧会協会に対し、無償で使用させることができることとした。（第一二条関係）

(三)　寄附金付郵便葉書等の発行の特例

お年玉付郵便葉書等に関する法律第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができることとした。（第一三条関係）

(四)　博覧会協会への国の職員の派遣

(1)　博覧会協会による派遣の要請

博覧会協会は、博覧会業務のうち、国際博覧会に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整、博覧会の会場その他の施設の警備に関する計画及び博覧会への参加者その他の関係者の輸送に関する計画の作成、海外からの賓客の接遇その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を博覧会協会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができることとした。（第一四条第一項関係）

(2)　国の職員の派遣

イ　任命権者は、博覧会協会による要請があった場合において、都市における自然的環境の整備、公共の安全と秩序の維持、交通の機能の確保及び向上、外交政策の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、国の職員の同意を得て、博覧会協会との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら博覧会協会における特定業務を行うものとして当該国の職員を博覧会協会に派遣することができることとした。（第一五条第一項関係）

ロ　博覧会協会の要請により派遣された国の職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、その職務に従事しないこととした。（第一五条第七項関係）

(3)　派遣期間中の給与等

派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しないこととした。ただし、特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給等のそれぞれ一〇〇分の一〇〇以内を支給することができることとした。（第一七条第二項関係）

(4)　国家公務員共済組合法等の特例

博覧会協会への国の職員の派遣に関し、国家公務員共済組合法、子ども・子育て支援法、一般職の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法等の特例を定めることとした。（第一八条～第二二条関係）

4　主務大臣等

この法律における主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とすることとした。（第二六条第一項関係）

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第一六三号）（総務省）

1　自治行政局の所掌事務の特例の期限を延長することとした。（附則第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第一六四号）（農林水産省）

1　特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する農林水産省農村振興局の所掌事務の特例の期限を五年延長し、令和九年三月三一日までとすることとした。（附則第五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令（政令第一六五号）（国土交通省）

一　国土交通省組織令の一部改正関係

1　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二一条関係）

2　都市局に新たに参事官を一人置くこととした。（第八二条、第九〇条及び第九〇条の二関係）

3　水管理・国土保全局河川計画課の所掌事務を変更することとした。（第九四条及び第一〇二条関係）

4　住宅局市街地建築課の所掌事務を変更することとした。（第一一六条及び第一二一条関係）

5　住宅局参事官の職務を変更することとした。（第一二一条の二関係）

6　自動車局に車両基準・国際課を置くこととした。（第一三〇条、第一三二条、第一三三条及び第一三七条関係）

7　自動車局技術・環境政策課の所掌事務を変更することとした。（第一三三条関係）

8　航空局に安全政策課及び無人航空機安全課を置くこととした。（第一六四条、第一七三条及び第一七五条関係）

9　航空局航空機安全課の所掌事務を変更することとした。（第一七六条関係）

10　運輸安全委員会事務局総務課の所掌事務を変更することとした。（第二四三条の三関係）